# 「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正についてに関する意見

令和4年10月7日

| 番号 | 提出元 | 規則 | 分　類 | 意　見 | 理　由 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ＪＡＩＡ | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領 附則5 自動車等の諸元表の記載要領 | 騒音規制区分に協定規則第51号のフェーズ3を示す記号については、フェーズ2と分けて欄及び記号の追加が必要ではないでしょうか？ | ご提示の案では、フェーズ2とフェーズ3の見分けがつかない恐れがあります。 | ご意見を踏まえ修正いたしました。 |
| 2 | ＪＡＩＡ | 輸入自動車特別取扱制度について | 輸入自動車特別取扱制度について　附則5 車両諸元要目表の記載要領 | 騒音規制区分に協定規則第51号のフェーズ3を示す記号については、フェーズ2と分けて欄及び記号の追加が必要ではないでしょうか？ | ご提示の案では、フェーズ2とフェーズ3の見分けがつかない恐れがあります。 | ご意見を踏まえ修正いたしました。 |
| 3 | ＪＡＩＡ | 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 | 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領　附則4 共通構造部（多仕様自動車）の諸元表の記載要領 | 騒音規制区分に協定規則第51号のフェーズ3を示す記号については、フェーズ2と分けて欄及び記号の追加が必要ではないでしょうか？ | ご提示の案では、フェーズ2とフェーズ3の見分けがつかない恐れがあります。 | ご意見を踏まえ修正いたしました。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | JAIA | 共通構造部型式指定実施要領 | 共通構造部型式指定実施要領　附則4 共通構造部の諸元表の記載要領 | 騒音規制区分に協定規則第51号のフェーズ3を示す記号については、フェーズ2と分けて欄及び記号の追加が必要ではないでしょうか？ | ご提示の案では、フェーズ2とフェーズ3の見分けがつかない恐れがあります。 | ご意見を踏まえ修正いたしました。 |
| 5 | 自動車認証審査部 | | 改正概要<br>1．改正の背景 | ・「輸入自動車特別取扱制度について」（平成10 年11 月12 日付自審第1255 号）（以下、輸入自動車特別取扱制度）<br>↓<br>・「輸入自動車特別取扱制度について**（依命通達）**（平成10 年11 月12 日付自審第1255 号）」（以下、輸入自動車特別取扱制度） | 第1回意見照会の回答で「修正する」旨のコメントを頂いておりましたが、未修正のため再度、意見を提出します。 | ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 |
| 6 | 自動車認証審査部 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領<br>附則7－3<br>4．2<br>改正後<br>P6 | ・・・乗車定員11 人以上の自動車に係るものに**あって**は1年9ヶ月間、乗車定員10 人以下の**人の運送**の用に供する自動車で**あって**4輪以上の自動車(特種の用途に供する**自家用普通自動車**、小型自動車及び軽自動車を除く。)に係るものに**あって**は3年9ヶ月間)保管・・・<br>↓<br>・・・乗車定員11 人以上の自動車に係るものに**あって**は1年9ヶ月間、乗車定員10 人以下の**専ら乗用**の用に供する自動車で**あって**4輪以上の自動車(特種の用途に供する**自家用普通自動車**、小型自動車及び軽自動車を除く。)に係るものに**あって**は3年9ヶ月間)保管・・・ | 認証実施要領は、促音表記で記載しています。<br><br>「人の運送の用」→「専ら乗用の用」の表現で如何でしょうか<br><br>「自家用」か「事業用」かは、型式指定申請の際には、識別できませんが、どう運用するのかご教示ください。 | ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 |
| 7 | 自動車認証審査部 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領<br>附則7－5<br>4．2<br>改正後<br>P7 | ・・・乗車定員11 人以上の自動車に係るものに**あって**は1年9ヶ月間、乗車定員10 人以下の**人の運送**の用に供する自動車で**あって**4輪以上の自動車(特種の用途に供する**自家用普通自動車**、小型自動車及び軽自動車を除く。)に係るものに**あって**は3年9ヶ月間)保管・・・<br>↓<br>・・・乗車定員11 人以上の自動車に係るものに**あって**は1年9ヶ月間、乗車定員10 人以下の**専ら乗用**の用に供する自動車で**あって**4輪以上の自動車(特種の用途に供する**自家用普通自動車**、小型自動車及び軽自動車を除く。)に係るものに**あって**は3年9ヶ月間)保管・・・ | 認証実施要領は、促音表記で記載しています。<br><br>「人の運送の用」→「専ら乗用の用」の表現で如何でしょうか<br><br>「自家用」か「事業用」かは、型式指定申請の際には、判別できませんが、どう運用するのかご教示ください。 | ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 自動車認証審査部 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領<br>附則7－5<br>6．3<br>改正後<br>P8 | 申請等の際には、6.1、6.2 で記入した付表１、**付表2**及び付表3を<br>提出すること。<br>↓<br>申請等の際には、6.1、6.2 で記入した付表1、**付表2－1又は付表2－2**及び付表3を提出すること。 | 6.1項で、「付表2－1又は付表2－2」に記入することになっているため、混乱防止のため6.1項に合わせた方が良いと思います。 | ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 |
| 9 | 自工会国内認証業務分科会 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領<br>附則5 自動車等の諸元表の記載要領<br>第2 1-32騒音 | 車両ｶﾃｺﾞﾘ表中4桁目<br>協定規則第51号のフェーズ2又はフェーズ3の要件を適用の場合の記号「2」<br><br>フェーズ3の手当をしていただきましたが、フェーズ2と同じ引当となっておりますので、フェーズ3対応車も4桁目は「2」を引当てることになりますが、その理解でよろしいでしょうか？ | 対応フェーズ明確化のため記号を分ける必要があると思われます<br><br>左記の整理になると、諸元表にてフェーズ2適合車なのかフェーズ3適合車なのかわからなくなります。どのフェーズに適合しているか判断できるようにするため、フェーズ3適合車は「3」と記載するようにすべきと考えます。 | ご意見を踏まえ修正いたしました。 |
| 10 | 自工会国内認証業務分科会 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領<br>附則5 第2<br>1-33以降 | 1-**32**～1-34-5（略）<br>↓<br>1-**33**～1-34-5（略） | 誤記と思われます。<br>現行、改正後の両方です。 | ご指摘の通り修正しました。 |
| 11 | 自工会国内認証業務分科会 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領<br>附則7-1 | 附則7－1（記1関係）1．～3．（略）<br>↓<br>附則7－1（記1関係） | 誤記と思われます | ご指摘の通り修正しました。 |
| 12 | 自工会国内認証業務分科会 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領 | 附則7－10 ～ 附則20 （略） | 記載漏れと思われます | ご指摘の通り修正しました。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 自工会国内認証業務分科会 | 各要領 | 自動車型式認証実施要領<br>共通構造部型式指定実施要領<br>共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領 | R●. ●. ●改正(国自審第●号)<br>(適用時期)<br>1. 本改正規定は、令和●年●月●日より施行する。<br>↓<br>**附則**<br>R●. ●. ●改正(国自審第●号)<br>(適用時期)<br>1. 本改正規定は、令和●年●月●日より施行する。 | 記載漏れと思われます | ご指摘の通り修正しました。 |
| 14 | 自動車機構検査部 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領<br>附則5 | 平成28年騒音規制の車両カテゴリの4桁目について、<br>フェーズ2とフェーズ3が同じ記号になる理由をご教示いただけないでしょうか。 | 車両カテゴリ記号の4桁目については、どのフェーズかを表すものであると認識しておりますが、フェーズ2とフェーズ3をあえて同じ記号にする理由があるのでしょうか。 | ご意見を踏まえ修正いたしました。 |
| 15 | (一社)日本陸用内燃機関協会 | 自動車型式認証実施要領 | 自動車型式認証実施要領<br>附則7－9(記1関係)長距離走行(その5)実施要領 | 4.2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を<br>行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の取得後1年間保管しておくこと。<br>但し、3．1及び3．2において、Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part89 又は Part 1039 並びに 97/68/EC 及びその改訂指令で Stage Ⅲ 以降の規制(EC指令)又は Regulation(EU)2016/1628及びその改訂に規定する走行方法とした場合において、型式指定申請等が当該認可取得後2年間を超えている場合はこの限りではない。 又、当該交換部品が破損または分解調査等により保管に適しない状況の場合、現況記録または調査結果等の書面の提示を以って当該交換部品の提示に代えることができる。 | 米国EPAまたはEUの規定する走行方法とする場合、日本の型式指定等の申請は米国EPAまたはEUの認可取得後が前提となります。例えばEPAまたはEUの認可取得から日本の型式指定等を申請するまでの期間が2年間を超える場合、交換部品の保管期間が合計3年間以上となります。保管部品の状態維持および保管場所確保の観点から、保管期間に当初の認証取得からの上限を設けて頂きたい。(提案は2年を超える場合と致しましたが、これに限りません)<br>また、欧米の排出ガス認証においては、当局又は認証機関の要求により交換した部品の分解調査等をする場合がある。この場合、分析のため当該部品を切断、粉砕等を行う必要があり、原型の維持、保管ができない場合があります。この様な際は、現況の記録または調査報告書等の書面の提示を以って当該交換部品の提示に代えることが出来るという規定を設けて頂きたい。 | ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | （一社）日本陸用内燃機関協会 | 装置型式指定実施要領 | 「装置型式指定実施要領」「第Ⅱ編 大型特殊自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の指定基準」の「別紙2－1」の4　記載要領等の最後の部分 | 2 本文4. の規定により走行車の提示を必要としない自動車にあっては別紙4－1又は別紙5－1の書面及び長距離実施要領の付表1、付表2及び付表3の書面<br>↓<br>2 本文4. の規定により走行車の提示を必要としない自動車にあっては長距離実施要領の付表1、付表2及び付表3の書面（長距離実施要領の附則 7 ― 7の3. 1、3. 2又は附則7－9の3. 1、3. 2の走行又は運転を行った場合に限る）及び別紙4－1又は別紙5－1の書面」 | 附則 7 ― 7の3. 3、附則 7 ― 9の3. 3　の場合は、長距離実施要領の付表1、付表2及び付表3の書面は不要と考えられ、その点を明確にしていただきたい。 | 3. 3の走行方法とした場合にも付表1、付表2及び付表3の提出は必要となります。 |
| 17 | （一社）日本自動車工業会大型車排出ガス分科会／大型車次期排ガス試験法WG | 自動車認証実施要領 | 自動車認証実施要領<br>P7 附則7-5 4.2項 | 定期交換部品の保管期限について、乗用車から重量車までの技術的な耐久期間を考慮した上で保管期限の設定をご検討いただきたい。<br>修正案:『型式指定申請等の取得後3年9か月間保管しておくこと』など。 | 実際の車両使用年数（走行キロ数）を考慮した場合、乗用車よりも重量車の方が長く使われる為、長距離走行の交換部品の保管期限も長くあるべきと考えます。よって、車両で期間を区分けするのではなく、最も長い期間である3年9ヶ月を全ての車両に設定することを提案いたします。 | ご指摘を踏まえ、修正いたしました。 |